

# 令和7年度 さいたま市立片柳中学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」ことであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという基本認識の下、本校では学校目標である「夢をはぐくむ学校」に基づき、全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるように「心豊かな生徒」の育成に努めている。

学校は、家庭・地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体で組織的にいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対応し、その再発防止に努めなければならない。

さいたま市立片柳中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめが起きない学校をつくるため、また、いじめを許さない集団をつくるために、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

1. いじめの問題に係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感をもつこと。
2. いじめを発見したら、「抱きついてでも」止めること。
3. いじめられる生徒を絶対に守り抜くこと。
4. 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつこと。
5. いじめる生徒に対し、毅然とした態度で指導すること。
6. 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
7. 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。
8. 教師自らの体験を語るなどして、生徒に将来への希望が生まれるよう働きかけること。
9. 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応すること。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめにあたるかどうか適正に判断する。また、いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされているものとする。

- ① いじめの係る行為が止んでいること。（インターネットを通じて行われるものを含む）止んでいる期間は少なくとも3か月を目安とする。

- ② 生徒本人及びその保護者に対しての面談から、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任  
教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員  
スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、〇PTA会長、〇片柳地区青少年育成会会長、〇片柳小学校長、〇片柳小学校PTA会長、〇民生委員代表、〇片柳地区自治会長代表、警察関係者  
※〇印は学校運営協議会委員
- (3) 開催  
ア 定例会（年間2回程度）  
イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）  
ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容  
ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証  
イ 教職員の共通理解と意識啓発  
ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取  
エ 個別面談や相談の受け入れ、およびその集約  
オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約  
カ 発見されたいじめ事案への対応  
キ 構成員の決定  
ク 重大事態への対応

### 2 片柳いじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会長、生徒会副会長、生徒会書記、生徒会会計  
専門委員会委員長7名、学級委員18名
- (3) 開催  
ア 定例会（各学期1回程度開催：生徒会中央委員会と兼ねて開催）  
イ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容  
ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

イ 話し合いの結果を学校に提言する。

ウ 提言した取組を推進する。

## V いじめの未然防止（学校いじめ防止プログラム）

### 1 道徳教育の充実

#### （1）教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容事項と関連づけて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

#### （2）道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、学校や生徒の実態に応じて、以下の内容について取り組む。
  - ・生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガン
  - ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したビデオづくり等の展開
  - ・校長等による講話
  - ・「いじめ防止指導事例集」を活用するなど、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
  - ・学校だよりやPTA広報誌による家庭地域への広報活動

### 3 「人間関係プログラム」を通して

#### （1）「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

#### （2）直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童（生徒）が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

#### （3）「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童（生徒）一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気学級の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

### 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談できるようにする。

○ 授業の実施：全学年 1 学期

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

○ 生徒の情報能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。

○ 「スマホ・タブレット安全教室」の実施：1 学期

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

○ 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

○ 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：3 年生 2 学期

7 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

## Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○ 早期発見のポイント

- ・ 生徒のささいな変化に気づくこと。
- ・ 気づいた情報を共有すること。
- ・ 情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 朝の会： ・ 登校後の様子が気になる。

- ・ 体調不良（頭痛・腹痛・吐き気など）を訴えていないか。
- ・ 遅刻・欠席が増え、また、元気がなく表情が沈んでいないか。

(2) 授業中： ・ 一人遅れて教室に入ってくる。

- ・ 授業道具等の忘れものが目立つ。
- ・ 用具、机、椅子などが散乱している。また、机や椅子が離されている。
- ・ 発言したりほめられたりすると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。
- ・ 体調不良（頭痛・腹痛・吐き気など）を訴え、保健室に行くことが多い。

(3) 休み時間： ・ 「遊び」と称してのからかいの様子が見られる。

- ・ 一人で過ごしていることが多く、集団での行動を避けるようになる。
- ・ 特に用事がないのに職員室へ来る。廊下や階段を常に一人で歩いている。
- ・ 移動教室へは一人で行くことが多い。また、荷物を持たせられることがある。

(4) 給食： ・ 給食を食べない、食欲がない。

- ・ その子が配膳すると嫌がれる雰囲気がある。
- ・ 極端に盛り付けが多かったり、少なかったりする。
- ・ いつも食器の片づけを頼まれる。

- ・食べ物にいたずらをされる。
- (5) 部活動：
  - ・無断で休むことが多い。
  - ・雑用（準備や片づけ）をやらされていることが多い。
  - ・辞めたいと言ってきた。
- (6) 登下校時：
  - ・理由もなく、一人で朝早く登校する。
  - ・荷物を持たせられる。
- (7) その他：
  - ・持ち物がなくなったり、掲示した作品にいたずらをされたりする。
  - ・衣服が汚れていたり、髪が乱れたりしている。
  - ・靴や傘が隠されていることがある。
  - ・その子の持ち物を嫌がる雰囲気がある。（配布物、机や椅子を運ばない）
  - ・役割等を決めるとき、その子がよく推薦されたり名前があがったりする。

## 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・8月・1月
- (2) アンケート結果：教育相談部会を経て、学年・学校で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。

面談した生徒について、学年・学校で情報共有する。その際、市教委から配布されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」「どのような内容」かを記録し保存する。

## 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させたい。  
※4・8・1月は除く。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

## 4 教育相談週間の実施

- (1) 年2回、教育相談週間を設定する。（夏季休業中：三者面談、11月：三者面談）
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
  - ① さわやか相談室だよりの発行
  - ② さわやか相談室の充実：スクールカウンセラー、さわやか相談員との相談

## 5 保護者会、学級懇談会、PTA理事会からの情報収集

## 6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・児童委員・主任児童委員：連絡会の実施（年1回程度）
- (2) 学校運営協議会：学校運営協議会の開催（年2回：7月・2月）
- (3) PTAや地域の方からの情報提供

## VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長      ○情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。  
                 ○構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭      ○校長とともに情報を集約・整理し、今後の対応や役割分担を確認する。  
                 ○必要に応じて、関係機関と連絡をとる。(指導2課、警察等)
- 教務主任      ○教頭の補佐をし、情報を集約・整理する。
- 担任      ○事実確認のため、情報収集を行う。  
                 ○いじめられている生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。  
                 ○いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- 学年担当      ○担任とともに事実確認のため、情報収集を行う。  
                 ○いじめられている生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。  
                 ○いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- 学年主任      ○担当する学年の生徒の情報収集を行う。  
                 ○担当する学年の情報共有を行い、組織的に対応できるようにする。  
                 ○校長・教頭や他学年に連絡をする。
- 生徒指導主任      ○生徒の情報を把握できる体制づくりをする。  
                 ○生徒の情報を全職員に共通理解を図るための体制を整備する。
- 教育相談主任      ○生徒指導主任とともに生徒の情報を把握できる体制づくりをする。  
                 ○さわやか相談員、スクールカウンセラーと連絡を密にする。
- 特別支援教育コーディネーター      ○問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭      ○状況に応じて、担任や学年担当と行動を共にする。
- 部活動の顧問      ○状況に応じて、担任や学年担当と行動を共にする。特に、部活動内で発生した場合は、上記「担任」と同じ役割を担う。
- さわやか相談員      ○生徒の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー      ○専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカー      ○必要に応じて対応を依頼する。
- 保護者      ○家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、ただちに学校と連携する。
- 地域      ○いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
  - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 生徒が自殺をほのめかした場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合            等
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
    - ・ 年間30日を目安とする。
    - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
  - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
  - ウ) 学校は、「児童生徒心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員の「いじめに対する意識や対応力を高める」研修を計画的に行う。

### 1 職員会議

- (1) 学校のいじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

### 2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」
  - 授業規律：1分前のチャイム着席の徹底、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導の徹底 など
  - すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫をし、学力の向上を目指す。
  - 公開授業を行い、互いに参観しあう機会を設ける。（学期に1回は行う）
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
  - 生徒指導・教育相談の事例を用いた研修の実施をし、生徒理解を深める。
  - 障害のある生徒についての理解を深める研修の実施
- (3) 情報モラル研修
  - 著作権・肖像権にかかわる研修の実施
  - 学校裏サイトやネットトラブルに関する事例研修の実施
- (4) 人権にかかわる研修の実施
  - 機会があれば外部から講師を招くなど、人権にかかわる研修の実施

## Ⅹ PDCAサイクル

- P PLAN（目標設定）
- D DO（行動する）
- C CHECK（途中で見直し）
- A ACTION（修正を加えて再計画）

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するために、学校基本方針が、学校の実情に即しているかをいじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
  - (1) 検証を行う期間：各学期末7月、12月、3月（年3回実施）
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
  - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：7月、12月、3月（年3回実施）
  - (2) いじめ対策委員会の開催時期：4月、8月、2月（年3回実施）
  - (3) 校内研修等の開催時期：4月、8月、1月（年3回実施）